

缶釣りゲームや
砂絵書きができる
コーナーも
あるよ。

第8回 うきうきリサイクル祭りを開催します!

リサイクルやごみ減量について一緒に考えよう!

ずらりと並んだリサイクル
抽選会の賞品



毎回子どもたちに大人気の
紙すき体験コーナー



フリーマーケットの出店者
もただ今募集中です!!



主催 宇城広域清掃施設組合
と き 10月30日(日)
午前10時～午後2時
ところ 宇城クリーンセンター

楽しく遊びながら、リサイクルやごみ減量について考えましょう!!

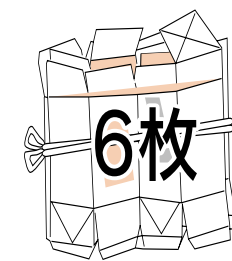
〈プログラム〉

10:00～12:00 受付(抽選券配布)
10:00～10:30 不知火電燈太鼓(子ども)
10:30～11:30 講座着物ファッションショー
11:00～11:30 ごみ減量〇×クイズ大会
11:30～12:00 夏休み子ども作品表彰式
12:00～ リサイクル品無料抽選会

おもちゃドクター
今年も来るよ。
壊れたおもちゃを
直してもらおう!

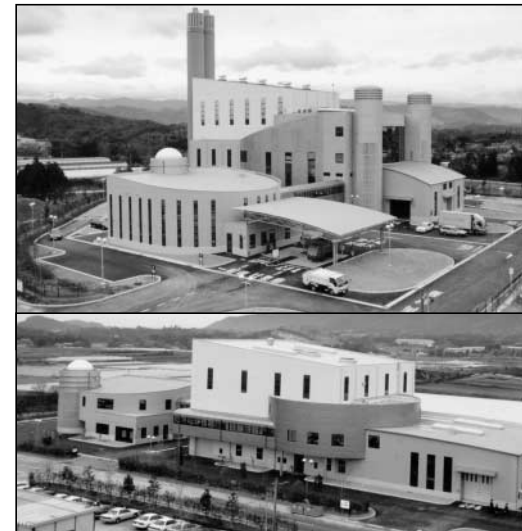
◆その他フリータイムの催し

夏休み子ども作品展示、紙すき体験、ゲームコーナー、
軽食コーナー、フリーマーケット(出店者募集中)



うきロール交換会

先着100人の方に限り、牛乳パック(開いて洗って乾かした物)6枚
をお持ちいただくと、うきロール
(リサイクルトイレットペーパー)1個
と交換します。
※交換はお1人様1回限り。



宇城クリーンセンター
のごみ処理施設(上)と
リサイクルプラザ(下)

宇城クリーンセンターは平成10年4月、宇城8カ町村(当時の三角町、不知火町、城南町、松橋町、小川町、豊野村、中央町、砥用町)のごみ処理施設として、松橋町萩尾に完成しました。

センターには、ごみ焼却施設とリサイクルプラザの2施設があり、ごみ焼却施設では、1日95トンのごみ処理が可能。リサイクルプラザでは粗大ごみと資源ごみを処理し、資源化できるものは再資源化して、

ごみ減量を図っています。また、リサイクルプラザには、展示室や研修室、工房などを備えており、リサイクル情報の発信施設として、広く住民に開放しています。

そのほか、クリーンセンターでは、楽しみながらリサイクルを学習・体験できるリサイクル講座を定期的に開いています。日時などは「広報うき」などでお知らせしますので、ぜひご利用ください。

なお、10月30日は同センターで、「リサイクル祭り」を開催します。皆さんお誘いあわせの上、お越しください。

宇城クリーンセンター

環境問題の拠点施設

ごみ搬入・リサイクル祭りなどのお問い合わせは...

〒869-0513 松橋町萩尾1775-3

◆宇城クリーンセンター ☎32-6010

◆リサイクルプラザ ☎32-6005



空き缶のふたを集めてリサイクル ～600キロで車いすと交換～

北海道江別市の野幌商店街振興組合青年部が中心となって運営する「リングプル再生ネットワーク」が行っている活動です。車いすの交換は、登録団体が専用の袋に30キロのリングプルをためて、プルネットに連絡。宅配業者が回収にうかがうということを繰り返し、一定量になり次第、プルネットから車いすが届けられるという仕組みです。

なぜ空き缶ではなくリングプルを集めるかというと、ほとんどのリングプルはアルミでつくられており、「空き缶より換金しやすい」「保管場所をあまり取らない」などの理由からです。

詳しくは、プルネットのホームページで。

<http://www.nopporosyoutengai.com/pullnet/>
プルネット事務局 ☎011-391-5686

メール pullnet@nopporosyoutengai.com

ごみ・環境問題に関する お問い合わせは...

宇城市役所環境衛生課

☎ 32-1111

三角支所市民課 ☎53-1111

不知火支所市民課 ☎33-1111

小川支所市民課 ☎43-1111

豊野支所市民課 ☎45-1111

Q・ごみ袋はなぜ透明 なの?

A・中に何が入っているか確認でき、危険物や違反ごみの混入が容易に見えようように半透明になっています。以前、中に入っているスプレー缶を発見できずに、清掃施設での破壊処理時に爆発事故を起こしたことがあります。

ちょっと教えて!! ごみに関する Q&A

Q・スイカの皮の出し方は?

A・スイカの皮は、その他の生ごみなどと同様、水気を切って燃えるごみに出していただいて結構です。しかし、堆肥にするなど、できる限りごみの減量に心掛けてください。外側の堅い皮を取り除けば、おいしい食材にもなりますよ。

Q・ごみの収集場所はど うやって決まるの?

A・地区内で事前協議(関係部署や当該場所の地権者・収集業者等との協議が必要な場合もあり)をして、各行政区の嘱託員を通じて申請を行うことになっています。申請後、地形・場所の状況を検討し、設置を決定します。設置したごみ置き場は、利用者(地区住民)でルール違反等の防止あるいは定期的な清掃などみんなで管理をお願いします。